

議案第 47 号

令和 5 年度宝塚市一般会計補正予算（第 3 号）

資料 1（23）不育症治療支援事業について

1 概要

令和 5 年度から、兵庫県不育症治療支援事業実施要綱が改正され、所得制限（夫婦の前年の所得の合計額が 400 万円未満）が撤廃されたため、県要綱に準拠して、不育症の検査や治療（以下「治療等」という。）に要する費用の一部を助成するものです。所得要件の撤廃は 7 月 1 日から開始し、本年 4 月 1 日以降に実施された治療等について適用します。

2 予算

（1）歳出 440 千円

1 件あたり平均助成額 36,000 円×年間助成見込人数 15 人=540,000 円

執行見込額 540,000 円－当初予算額 100,000 円=440,000 円

※ 1 件あたり平均助成額は、令和 3 年度及び令和 4 年度の実績から、年間助成見込数は、所得制限を撤廃した先行市の状況を参考に積算。

（2）歳入 不育症治療支援事業補助金（補助率 1/2） 220 千円

3 不育症治療支援事業の内容

- （1） 不育症とは、2 回以上連続で流産や死産、早期新生児死亡の既往があることをいい、治療による妊娠成功率は約 7 割と高いですが、医療保険が適用されないことが多く、治療継続には経済的な負担が大きい状況です。
- （2） 平成 28 年(2016 年)4 月、県において、不育症の早期受診・治療の促進及び経済的負担の軽減を目的として不育症治療支援事業が創設されました。県事業の内容は、事業を実施する市町への補助となっており、補助率は県 1/2・市 1/2 です。
- （3） 本市においては、平成 29 年(2017 年)1 月から開始しました。
- （4） 所得要件の撤廃については、令和 5 年(2023 年)3 月 20 日に県より連絡があり、3 月 29 日に改正された兵庫県不育症治療支援事業実施要綱を受理しました。
- （5） 助成対象者
戸籍上の婚姻関係がある夫婦、妻の年齢が 43 歳未満
- （6） 助成の対象となる費用、助成額
医療保険が適用されない不育症の治療等で、県が定めた検査に要した医療費の 10 分の 7、治療に要した医療費の 2 分の 1 を助成します。
- （7） 周知は、市ホームページや産科医療機関を通して行います。

4 実績

年度	助成件数	助成額
平成 30 年度(2018 年度)	1	43,295 円
令和元年度(2019 年度)	0	0 円
令和 2 年度(2020 年度)	2	23,100 円
令和 3 年度(2021 年度)	3	66,341 円
令和 4 年度(2022 年度)	2	109,648 円